

## 平成28年国家試験受験対策測量士通信添削問題正誤表

頁	正	誤
地形測量 問題 No14 問 C P14. 測量士 38	問 C 3 行目 定距離 160m, 高低角 $30^\circ$ を得た。この観測に . . .	問 C 3 行目 定距離 160m, 高低角 $30'$ を得た。この観測に . . .
問題 No.3(選択) 問 A-1 上から 12 行目	かつ 5 年間の経年変化は幹線道路沿い及び B 地区 . . .	かつ 5 年間の経年変化は幹線道路沿い及び A 地区 . . .

## 平成28年国家試験受験対策測量士通信添削問題正誤表

頁	正	誤
P.10 No.5 問 C	<p>解答の選択肢</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 8' 0"</li> <li>2. 8' 10"</li> <li>3. 8' 20"</li> <li>4. 8' 30"</li> <li>5. 8' 40"</li> </ol>	<p>解答の選択肢</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 7' 25"</li> <li>2. 8' 23"</li> <li>3. 8' 25"</li> <li>4. 8' 28"</li> <li>5. 9' 28"</li> </ol>
P.25 問題 No.1 (必須)	<p>測量士午後 必須 NO. 1</p> <p>問 A 次の文は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に規定された事項について述べたものである。下線の語句について、正しいものには○を、間違っているものには×及び正しい語句をそれぞれ回答欄に記せ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、あらかじめ、<u>市町村長の承認</u>を得なければならない。</li> <li>2. 公共測量は、<u>基本測量又は公共測量の測量成果</u>に基づいて実施しなければならない。</li> <li>3. 公共測量を実施する者は、当該測量において設置する測量標に、公共測量の測量標であること及び<u>測量作業機関の名称</u>を表示しなければならない。</li> <li>4. 「測量成果」とは、当該測量において<u>最終の目的として得た結果</u>をいい、「測量記録」とは、測量成果を得る過程において得た作業記録をいう。</li> <li>5. 「公共測量」とは、基本測量以外の測量で下記の一及び二に掲げるものをいい、<u>建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量</u>も含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一. その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量</li> <li>二. 基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業</li> <li>ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>6. 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、当該公共測量に関し<u>観測機械の種類、観測法、計算法</u>その他国土交通省令で定める事項を定めた作業規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。</li> <li>7. 測量業者は、その営業所ごとに<u>測量士及び測量士補を 1 名以上置かなければならない</u>。</li> </ol>	<p>測量士午後 必須 NO. 1</p> <p>問 A 次の文は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に規定された事項について述べたものである。下線の語句について、正しいものには○を、間違っているものには×及び正しい語句をそれぞれ回答欄に記せ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、あらかじめ、市町村長の承認を得なければならない。</li> <li>2. 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成果に基づいて実施しなければならない。</li> <li>3. 公共測量を実施する者は、当該測量において設置する測量標に、公共測量の測量標であること及び測量作業機関の名称を表示しなければならない。</li> <li>4. 「測量成果」とは、当該測量において最終の目的として得た結果をいい、「測量記録」とは、測量成果を得る過程において得た作業記録をいう。</li> <li>5. 「公共測量」とは、基本測量以外の測量で下記の一及び二に掲げるものをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量も含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一. その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量</li> <li>二. 基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業</li> <li>ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>6. 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、当該公共測量に関し観測機械の種類、観測法、計算法その他国土交通省令で定める事項を定めた作業規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。</li> <li>7. 測量業者は、その営業所ごとに測量士及び測量士補を 1 名以上置かなければならない。</li> </ol>